

[付属書 A]

「意匠審査基準」 参考審判決例集

はじめに

本参考審判決例集は、「意匠審査基準」の適用について検討する際の参考資料として審査官や制度ユーザーに提供するものである。

各参考審判決例における判示内容は、事実関係や当事者の主張が異なる事案に対し、そのまま当てはまるものではなく、必ずしも一般化されたものではないことに留意されたい。

また、各参考審判決例の内容を精確に理解するためには、審判決全文を検討する必要があることにも留意されたい。

本参考審判決例集は、以下に関する審判決例を掲載している。その他の項目については、今後必要に応じ追加を行う予定である。

1. 創作非容易性

1. 「創作非容易性」に関する審判決例

分類	内容	番号	審判決日（事件番号）・意匠に係る物品等	意匠審査基準の対応箇所
11	創作非容易性要件について	1	最三判昭和49年3月19日 (昭和45年(行ツ)45号) 「可撓性伸縮ホース」	第Ⅲ部第2章第2節
		2	最二判昭和50年2月28日 (昭和48年(行ツ)82号) 「帽子」	
12	判断主体について	1	知財高判平成21年8月27日 (平成21年(行ケ)第10032号) 「弾性ダンパー」	第Ⅲ部第2章第2節2.
		2	知財高判平成30年2月12日 (平成29年(行ケ)第10188号) 「アクセサリケース型カメラ」	
		3	知財高判平成17年8月25日 (平成17年(行ケ)第10392号) 「道路用防獣さく」	
13	判断の基礎となる資料について	1	知財高判平成27年7月16日 (平成27年(行ケ)第10047号) 「マイクロニードルパッチ」	第Ⅲ部第2章第2節4. 1
		2	東京高判平成15年3月26日 (平成14年(行ケ)第613号) 「織物地」	
		3	東京高判平成13年12月4日 (平成13年(行ケ)第193号) 「温熱サポーター」	
14-1	ありふれた手法（置き換え）について	1	知財高判平成28年11月10日 (平成28年(行ケ)第10108号) 「包装用容器」	第Ⅲ部第2章第2節4. 2. 1
		2	知財高判平成26年3月27日 (平成25年(行ケ)第10305号) 「使い捨てカイロ」	
14-2	ありふれた手法（寄せ集め）について	1	知財高判平成27年7月16日 (平成27(行ケ)第10047号) 「マイクロニードルパッチ」	第Ⅲ部第2章第2節4. 2. 1
		2	東京高判平成16年4月22日 (平成15年(行ケ)第538号) 「フェンス」	

		3	知財高判平成24年7月4日 (平成24年(行ケ)第10026号, 同第10027号, 同第10028号, 同第10029号, 同第10030号, 同第10031号, 同第10032号, 同第10033号) 「側部観察窓付き容器」	
14-3	ありふれた手法（構成比率の変更・連続する単位の数の増減）について	1	知財高判平成23年12月15日 (平成23(行ケ)第10239号) 「印刷用はくり紙」	
14-4	ありふれた手法（物品等の枠を超えた構成の利用・転用）について	1	知財高判平成26年3月27日 (平成25年(行ケ)第10315号) 「シール」	
14-5	ありふれた手法（その他）について	1	知財高判平成25年11月14日 (平成25年(行ケ)第10160号) 「包装容器」	
		2	知財高判平成28年11月10日 (平成28年(行ケ)第10108号) 「包装用容器」	
15-1	軽微な改変（角部及び縁部の単純な隅丸化又は面取り）について	1	知財高判平成30年5月30日 (平成30年(行ケ)第10009号) 「中空鋼管材におけるボルト被覆具」	第Ⅲ部第2章第2節4. 2. 2
		2	大阪高判平成22年5月21日 (平成21年(ネ)第2465号) 「鉄筋用スペーサー」	
15-2	軽微な改変（模様等の単純な削除）について	1	東京高判平成14年11月27日 (平成14年(行ケ)第307号) 「包装用容器」	
15-3	軽微な改変（色彩の単純な変更、区画ごとの単純な彩色、要求機能に基づく標準的な彩色）について	1	大阪高判平成22年1月27日 (平成21年(行ケ)第10209号) 「貼り薬」	
15-4	軽微な改変（素材の単純な変更によって生じる形状等の変更）について	1	大阪高判平成22年5月21日 (平成21年(ネ)第2465号) 「鉄筋用スペーサー」	
15-5	軽微な改変（その他）について	1	知財高判平成28年11月7日 (平成28年(行ケ)第10054号) 「手摺」	
		2	知財高判平成28年11月22日 (平成28(行ケ)10138号) 「ブラインド用スラット」	

		3	知財高判平成23年12月15日 (平成23年(行ケ)第10239号) 「印刷用はくり紙」	
		4	知財高判平成26年3月27日 (平成25年(行ケ)第10305号) 「使い捨てカイロ」	
		5	知財高判平成30年2月12日 (平成29年(行ケ)第10188号) 「アクセサリーケース型カメラ」	
		6	知財高判平成24年7月4日 (平成24年(行ケ)第10026号, 同第10027号, 同第10028号, 同第10029号, 同第10030号, 同第10031号, 同第10032号, 同第10033号) 「側部観察窓付き容器」	
16	当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性について	1	最三判昭和49年3月19日 (昭和45年(行ツ)45号) 「可撓性伸縮ホース」	第Ⅲ部第2章第2節4. 3
		2	知財高判平成19年12月26日 (平成19年(行ケ)第10209号、同第10210号) 「包装用容器」	
		3	知財高判平成20年8月28日 (平成20年(行ケ)第10069号) 「研磨パッド」	
		4	知財高判平成27年7月9日 (平成27年(行ケ)第10004号) 「遊戯用器具の表示器」	
		5	知財高判平成30年2月26日 (平成29年(行ケ)第10181号) 「箸の持ち方矯正具」	
		6	知財高判平成30年2月12日 (平成29年(行ケ)第10188号) 「アクセサリーケース型カメラ」	

【11】-1

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第2章第2節
参考審判決例分類	11 創作非容易性要件について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	最三判昭和49年3月19日（昭和45年（行ツ）45号） 「可撓性伸縮ホース」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/026/052026_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「思うに、意匠は物品と一体をなすものであるから、登録出願前に日本国内若しくは外国において公然知られた意匠又は登録出願前に日本国内若しくは外国において頒布された刊行物に記載された意匠と同一又は類似の意匠であることを理由として、法三条一項により登録を拒絶するためには、まずその意匠にかかる物品が同一又は類似であることを必要とし、更に、意匠自体においても同一又は類似と認められるものでなければならない。しかし、同条二項は、その規定から明らかとなり、同条一項が具体的な物品と結びついたものとしての意匠の同一又は類似を問題とするのとは観点を異にし、物品との関係を離れた抽象的なモチーフとして日本国内において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合を基準として、それから当業者が容易に創作することができた意匠でないことを登録要件としたものであり、そのモチーフの結びつく物品の異同類否はなんら問題とされていない。このことを同条一項三号と同条二項との関係について更にふえんすれば、同条一項三号は、意匠権の効力が、登録意匠に類似する意匠すなわち登録意匠にかかる物品と同一又は類似の物品につき一般需要者に対して登録意匠と類似の美感を生ぜしめる意匠にも、及ぶものとされている（法二三条）ところから、右のような物品の意匠について一般需要者の立場からみた美感の類否を問題とするのに対し、三条二項は、物品の同一又は類似という制限をはずし、社会的に広く知られたモチーフを基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさないし独創性を問題とするものであつて、両者は考え方の基礎を異にする規定であると解される。したがって、同一又は類似の物品に関する意匠相互間においても、その意匠的效果の類否による同条一項三号の類似性の判断と、その一方の意匠の形状、模様、色彩等に基づいて当業者が容易に他方の意匠を創作することができたかどうかという同条二項の創作容易性の判断とは必ずしも一致するものではなく、類似意匠であつて、しかも同条二項の創作が容易な意匠にも当たると認められる場合があると同時に、意匠的效果が異なるため類似意匠とはいえないが、同条二項の創作容易性は認められるという場合もありうべく、ただ、前者の場合には、同条二項かつこ書により同条一項三号の規定のみを適用して登録を拒絶すれば足りるものとされているのである。

もつとも、法四九条三号は、「意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が前二号に掲げる意匠（登録出願前に外国において公然知られた意匠及び

登録出願前に外国において頒布された刊行物に記載された意匠) に基いて容易に意匠の創作をすることができた場合における意匠」について、その登録無効審判の請求期間を制限しており、これに対応する登録無効事由を定めた実体規定を強いてあげるとすれば、三条一項三号をにおいてほかにはないが、このことから直ちに、同条一項三号に定める「類似」の意味を創作の容易と同義に解し、同条一項三号は、同条一項一号及び二号に掲げる意匠に基づき当業者が容易に創作することができた意匠について登録拒絶を定めたものであると解することは、上記の説示に照らし相当でない。

してみると、右と異なり、同一又は類似の物品の意匠については同条二項を適用する余地がないとした原審の判断には、同条の解釈を誤った違法があるというべきである。」

【11】-2

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第2章第2節
参考審判決例分類	11 創作非容易性要件について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	最二判昭和50年2月28日（昭和48年（行ツ）82号） 「帽子」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/275/034275_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「思うに、意匠法（以下「法」という）三条一項三号は、同項一、二号に掲げる意匠（公知意匠）と類似の意匠でないことを登録要件としたものであつて、そこでは、同一又は類似の物品の意匠間において、一般需要者の立場からみた美感の類否が問題となるのである。これに対し、同条二項は、物品との関係を離れた抽象的なモチーフとして日本国内において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（周知のモチーフ）を基準として、それから当業者が容易に創作することができる意匠でないことを登録要件としたものであつて、そこでは、物品の同一又は類似という制限をはずし、右の周知のモチーフを基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさないし独創性が問題となるのである。それゆえ、同条一項三号の類似と同条二項の創作の容易とは、その考え方の基礎を異にするものであつて、同条一項三号の類似の意味を創作の容易と同義に解し、同条一項三号は、同条一項一、二号に掲げる意匠に基づき容易に創作できた意匠につき登録拒絶を定めたものである旨の原審の判断は誤りであるといわなくてはならない（最高裁昭和四五年（行ツ）第四五号同四九年三月一九日第三小法廷判決・民集二八卷二号三〇八頁参照）。」

【12】-1

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第2章第2節2.
参考審判決例分類	12 判断主体について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成21年8月27日（平成21年(行ケ)第10032号） 「弾性ダンパー」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/926/037926_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「原告は、乙1～3文献に記載された各意匠に「素材が異なる段差」が存在したとしても、乙1～3文献にかかる製品（プラスチックナット）と本願意匠の対象物品である弾性ダンパーとではその製造、販売に従事する当業者が異なり、弾性ダンパーに係る当業者の間で「素材の異なる段差」が広く知られていたとは認められないから、本願意匠を創作することは容易ではないと主張する。

しかし、乙1～3文献は、対象物品が弾性ダンパー(防振装置)でない点で本願意匠と異なるものの、前記4のとおり、取付器具ないし連結器具を対象物品としており、乙1～3文献に記載された意匠も本願意匠も他の物品に取付けないし連結した上で使用される点で共通している。また、本願意匠及び乙1～3文献のいずれもダンパー、ナット及びつまみ等の本体に金属製雌ねじをやや凹陷させた状態で埋め込まれたものであり、いずれも汎用部材である金属製雌ねじを用いる点、金属製雌ねじと本体とを一体成型するための技術を要する点で共通する。そして、乙4文献に「素材の異なる段差」が認められることは前記4(1)のとおりであり（段差上面及び段差側面はゴムからなり、段差底面は固定用ナットを構成する素材で構成されている）、乙4文献は「防振装置」に関するものであって本願意匠と同一物品を対象としている。このように、本願意匠と乙1～3文献に記載された意匠は、対象物品の使用方法、対象物品を構成する部材、対象物品を成型するために必要な技術等で共通点がある上、「素材の異なる段差」が本願意匠と同一の分野でもみられる意匠であることからすると、「素材の異なる段差」は弾性ダンパーの属する分野の当業者（その意匠の属する分野における通常知識を有する者）にも当然知られていたと認めるのが相当であり、原告の上記主張は採用することができない。」

【12】-2

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第2章第2節2.
参考審判決例分類	12 判断主体について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成30年2月12日（平成29年(行ケ)第10188号） 「アクセサリーケース型カメラ」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/564/087564_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「本願意匠の「アクセサリーケース型カメラ」は、アクセサリーケースとしての用途と機能を有し、併せて相手に分からないように撮影し、録画するという隠しカメラとしての用途と機能を有するものである。アクセサリーケースに隠しカメラを設置する場合、多種多様な隠しカメラの撮像部の配置を参考にして、適切な設置場所を決定すると考えられるから、本願意匠に係る当業者は、アクセサリーケースの分野における通常の知識と、隠しカメラの分野における通常の知識を併せて有する者である。」

【12】-3

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第2章第2節2.
参考審判決例分類	12 判断主体について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成17年8月25日（平成17年(行ケ)第10392号） 「道路用防獣さく」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/433/009433_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「検討するに、前記甲1の図3に示されたフェンスの形態が本件登録意匠の出願前において公知であったことは、原告らも認めている。その形状は、上記(1)に記載のとおりである。これと同様の形態の防獣フェンス（甲11の図2）が本件登録意匠の出願前において存在したこともまた原告らが認めるところである。そうすると、本件登録意匠の属する分野における通常の知識を有する者（当業者）は、本件登録意匠の出願時において、甲1の図3や甲11の図2のフェンスの形態を見るならば、突出した自由端部分が地中に埋設されるものであり、これによって地面を掘ることのできる動物がフェンス内へ侵入できないようにしてあるものと理解することができるものというべきである（なお、甲1（公開特許公報）の発明の詳細な説明欄には、「下部突出部13が設けられており、下方に所要の長さ突出している」（段落【0020】）、「下部突出部13を地中に埋設して施工してあり、これにより地面を掘ることのできる動物であってもフェンス内へ侵入できないようにしてある」（段落【0025】）と記載されており、甲11（登録実用新案公報）にも同旨の記載がされていることなどからしても、当業者は、上記のように理解するのが通常であると認められる。）。

そうすると、当業者にとっては、地面を掘ることのできる動物の種類や習性等を考慮して、そのフェンス内への侵入をより確実に阻止するために、自由端部分の長さを適宜延長した形態とし、その場合に、補強や保形の必要性や、小禽獣の侵入防止目的により横線材の間隔を詰めることなども考慮して、下方突出部（突出した自由端部分）に横線材を適宜増設して、本件登録意匠のようにすることは、当然に考えつくことであると認められる。」

【13】 -1

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第2章第2節4.1
参考審判決例分類	13 判断の基礎となる資料について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成27年7月16日（平成27年(行ケ)第10047号） 「マイクロニードルパッチ」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/230/085230_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「粘着剤シートの粘着部について、ほうれい線の形状に合わせて鼻翼や口元に近い部分は幅を狭くし、粘着力を補うため左右部分と遠い部分は幅広くする」というモチーフは、記載も示唆もされていないから、本願意匠は、引用意匠をもとに容易に創作できたものではない旨主張する。

しかしながら、意匠法3条2項は、物品との関係を離れた抽象的なモチーフとして日本国内において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合を基準として、それから当業者が容易に創作することができる意匠でないことを登録要件としたものであって、そこでは、物品の同一又は類似という制限をはずし、社会的に広く知られたモチーフを基準として、当業者の立場から見た意匠の着想の新しさないし独創性を問題とするものであるから、本願意匠の創作容易性の判断資料は、本願意匠に係る物品である「マイクロニードルパッチ」と同一又は類似の物品に係るものに限られず、「ほうれい線」対策という特定の使用部位に関する物品に係るものにも限られない。

また、そもそも、本願意匠に係る物品は、薬剤又は化粧剤を経皮吸収させる「マイクロニードルパッチ」であり、その使用部位は顔面の特定の部位に限られないものであるから、「ほうれい線」対策という特定の使用部位に関するモチーフをもって本願意匠の創作容易性を判断しなければならないものでもない。

【13】-2

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第2章第2節4.1
参考審判決例分類	13 判断の基礎となる資料について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	東京高判平成15年3月26日（平成14年(行ケ)第613号） 「織物地」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail7?id=11212

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「(1) 原告は、本件態様(イ)につき、織物地の模様として見受けられるものではないと主張するところ、確かに、一件記録を精査しても、織物地そのものの模様として本件態様(イ)やこれに類似するものが存在していると認めるに足りる証拠は存在しない。

(2) しかしながら、本件審決は、その文意に照らせば、本件態様(イ)について、織物地そのものの模様としては、余り見受けられないとしつつ、織物地の分野においては、ごくありふれた手法であることから、このような周知の方法を、織物地そのものに用いることも、当業者であれば容易になし得る変更すぎないと判断しているものと理解すべきものであり、本件態様(イ)について、織物地そのものの模様として、ある程度は存在していると認定しているなどと理解すべきものではない。

(3) そうすると、たとえ、織物地そのものの模様として本件態様(イ)やこれに類似するものが存在していると認めるに足りる証拠が存在しないとしても、このことをもって、直ちに、本件審決の結論に影響を及ぼすべき瑕疵があるということとはできないのであり、この点において、原告の主張イは、失当というべきである。

(4) かえって、証拠(乙1から4)によれば、織物地にしつけを行う場合に、しつけ糸を織物地の表面に露出させることは、ごく一般的に行われている手法であり、また、織物地の加工品である上着の襟際、ポケット、裾等を強調するために、布地表面に撚糸を露出させることは、実際のデザイン例として存在するところであり、特に目新しいという類の手法ではなく、さらに、織物地の表面に糸を露出させる場合に、一本の糸を模様通りに置き、その上から別糸で同一間隔に刺して、しっかりとめることは、コーチングステッチという名称で、ごく一般的に行われているステッチの手法であることが認められるから、本件態様(イ)は、織物地を取り扱う分野においては、ごくありふれた手法ということが出来る。なお、実際のデザイン例として、布地表面に撚糸を露出させることが余り見受けられないことについては、被告も否定しないところであるが、このようなデザインとした場合に、露出した撚糸が引っ掛かり易く、取扱いの点において不便が生ずることは明らかというべきであるから、上記のとおり、実際のデザイン例として、布地表面に撚糸を露出させることが余り見受けられないとしても、それは、上記のような実用面での不便性に寄与するところが多いと強く推認されるというべきである。

また、一件記録を精査しても、織物地の意匠を構成するにあたって、本件態様(イ)の適用を妨げるような事情は認められないところ、意匠の構成にあたって、近接分野における周知意匠の適用を試みることは、当業者であれば、当然になし得べき事項というべきである。」

【13】 -3

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第2章第2節4.1
参考審判決例分類	13 判断の基礎となる資料について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	東京高判平成13年12月4日（平成13年(行ケ)第193号） 「温熱サポーター」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/150/012150_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋

「原告は、スポーツ用のサポーターと本件登録意匠に係る物品である「温熱サポーター」（医療用）とは用途及び機能が異なるものであるから、審決の「本件は、靴下（サポーター）を医療目的に供することがごく普通に行われる業界において、周知の靴下（サポーター）の形状に温熱効果を付加して医療目的に転用したものである。」旨の認定は誤りであると主張する。しかしながら、本件登録意匠は、意匠に係る物品を「温熱サポーター」とし、意匠の形態を本件意匠公報（甲第2号証）の図面（図面代用写真）に示したとおりとしたものであって、同公報の図面からは、本件登録意匠が「医療用」のサポーターであることに由来する特別な形態を有するものとは認められず、サポーターが、スポーツ用・医療用の別を問わず、その形態及び機能において基本的に共通するものであることをも考慮すると、サポーターにおいて周知の形状と認められる「つま先部をカットした靴下状の形状」のものに温熱効果を付加して「温熱サポーター」とすることは、当業者が極めて容易になし得ることと認められる。してみると、本件登録意匠は、周知の形状に基づいて当業者が容易に創作し得た意匠と評価せざるを得ず、原告の主張は理由がない。」

（平成10年改正法適用前の出願に係る判決）

【14-1】-1

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第2章第2節4.2.1
参考審判決例分類	14-1 ありふれた手法（置き換え）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成28年11月10日（平成28年（行ケ）第10108号） 「包装用容器」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/258/086258_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「本願意匠に係る物品は「包装用容器」であり、より具体的には洗剤等を入れて使用する包装用容器である（甲1【意匠に係る物品の説明】）ところ、この種の物品の分野において、その容器に入れる洗剤等の使用の目的や用途、使用方法、包装用容器そのものの使用状態等様々な事情を考慮して、当該容器の形態を創作することは当然行われていることであると推察されるところ、その際、必要に応じて容器本体部やキャップ部、注出口部等につき公知の形態を組み合わせ、また、他の公知の形態に置き換え、あるいは、こうして組合せ、置換等をした結果に、通常思い付く程度の調整を加える等の変更が当業者にとってありふれた手法であることも、明らかといつてよい。

この手法によれば、引用意匠1の容器本体部に引用意匠2の注出口付きキャップ部を組み合わせるとともに、その注出口部を引用意匠3の注出口部に置き換え、かつ、ごく普通に知られている手法によって容器本体部の下端から肩部の少し入ったところまでをフィルムで密着するように覆った結果に、通常思い付く程度の調整を加えることにより、本願意匠を創作することができる。また、このような組合せや置換えの障害となるべき事情も格別うかがわれない。

ウ したがって、本願意匠は、本願の前に当業者が公然知られた形態に基づき容易に創作することができた意匠であるといつてよい。すなわち、本願意匠は法3条2項に該当するから、意匠登録を受けることができない。

エ これに対し、原告は、本願意匠と各引用意匠ではデザインコンセプトもその外観によってもたらされる美感も明確に異なり、引用意匠1を基に本願意匠を創作しようとする動機付けや本願意匠のような美感に至るコンセプトは生じ得ないなどと指摘して、引用意匠1を基に本願意匠を容易に創作し得たとは認められない旨主張する。

そもそも、本件審決は、引用意匠1ないし3については包装用瓶の意匠の特定の部分の各形状につき、引用意匠4ないし6については容器本体部をフィルムで覆う形状につき公知の形態であることを示すものとして引用しており、本願意匠と各引用意匠とはデザインコンセプトや美感が相違することはむしろ当然であるが、そのことは直ちに各引用意匠を

組み合わせる動機付けの欠如を意味するものではない。

また、本願意匠と各引用意匠を組み合わせる意匠（例えば仮想意匠）との間に原告主張のとおり全体的なデザインコンセプトや美感の相違があるとしても、本願意匠は、容器本体部、注出口付きキャップ部、注出口部の各形状等個別の構成要素として各引用意匠に係る形状を選択し、その結合に当たって通常思い付く程度の調整を加えることにより容易に創作し得るものというべきであって、意匠登録を認めるに足りる程度の創意工夫が施されているとはいえない。

【14-1】-2

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第2章第2節4.2.1
参考審判決例分類	14-1 ありふれた手法（置き換え）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成26年3月27日（平成25年（行ケ）第10305号） 「使い捨てカイロ」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/080/084080_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「イ また、甲23公報の切り込み線は直線であるが、これを直線とする必然性はなく、発熱袋（カイロ）において、切り込み線を直線以外の曲線等とすること（形態4。ただし、曲線の形状について、波線状との例示はない。）、及び甲25公報の貼付葉のように、剥離紙の切り込み線を波線状とし、当該波線を左右対称に設けること（形態5）は、いずれも公知の形態であること、しかもこの波線形状は極めてありふれた形状であることからすると、甲23公報の切り込み線を、直線ではなく、甲25公報のような波線形状とすることも、容易に創作することができたものといえる。」

【14-2】-1

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第2章第2節4.2.1
参考審判決例分類	14-2 ありふれた手法（寄せ集め）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成27年7月16日（平成27（行ケ）第10047号） 「マイクロニードルパッチ」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/230/085230_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「これら公知の形態は、いずれも、顔面の美容成分や薬剤を浸透させたい箇所に貼付するパック用シート（貼付剤）についてのものであるから、本願意匠に係る物品の属する理美容用品であるパック用シートの分野の当業者において、これら公知の形態を組み合わせることは容易であると認められる。」

【14-2】-2

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第2章第2節4.2.1
参考審判決例分類	14-2 ありふれた手法（寄せ集め）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	東京高判平成16年4月22日（平成15年（行ケ）第538号） 「フェンス」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/380/010380_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「(1) 原告は、本件審決が、「意匠法第3条第2項には、構成要素の数についての規定は無く、本願意匠を、三つの要素に分解して創作性を判断した点に誤りはない。」(3頁)と判断したことについて、構成要素の分解が認められるのは、それを認めるべき「特殊な事情」が「客観的事実」として存在する場合のみであり、その場合であっても、意匠審査基準に示されるように、物理的に2つのものを組み合わせたものまでが創作容易と判断しうる限度であり、3つ以上の構成要素を組合せた意匠は、当業者にとってありふれた手法により寄せ集めたものとは認められない事例であって、創作容易とすることはできないと主張する。

ところで、意匠は、物品の美的外観であり、当該物品に関する様々な形状、模様又は色彩の中から、当該物品の用途・機能・性質等を考慮した上で、適切な構成要素を適宜選択し、これらの複数の構成要素を組み合わせる1つの形態を創作するのが通常といえる。そして、複数の構成要素からなる意匠について、それぞれの構成要素が、当該物品分野において公然と知られており、また、これらを組み合わせることが当業者において容易に想到し得る場合は、構成要素が複数であるからといって当業者が当該意匠を創作することに何らの困難性も認められないから、その意匠は、容易に創作できる意匠であるといわなければならない。

したがって、物理的に2つのものを組み合わせたものまでが創作容易と判断し得る限度であるとする原告の主張は、合理的な根拠を欠く独自の見解であり、原告が指摘する意匠審査基準の事例も、3つの構成要素からなる意匠が創作容易と判断されることを否定するものとは認められないから、この点に関する原告の主張も採用することはできない。」

【14-2】-3

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第2章第2節4.2.1
参考審判決例分類	14-2 ありふれた手法（寄せ集め）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成24年7月4日 (平成24年(行ケ)第10026号, 同第10027号, 同第10028号, 同第10029号, 同第10030号, 同第10031号, 同第10032号, 同第10033号) 「側部観察窓付き容器」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/431/082431_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「ア 本願第1意匠について

(ア) 引用意匠1の形態について

引用例1（甲1-11）によると、引用意匠1は、包装用噴霧器に係る意匠であるところ、蓋を取り外した状態において、本願第1意匠と同様に、約3分の2の上部が先細り状の注ぎ口を含む注ぎ口で、約3分の1の下部が容器本体となっており、容器本体は、横長楕円柱状の形態を有するものである。

(イ) 本願第1意匠と引用意匠1との対比について

本願第1意匠と引用意匠1とを対比すると、両意匠は、「容器本体は、横長楕円柱状の形態を有する」点において一致し、本願第1意匠が、「横長楕円形状の容器本体の正面中央に、透明な観察窓を上下に長く設け、観察窓の上端が容器の肩部縁に当たるようにし、かつ、観察窓の下端においても直角とし、観察窓を縦長の長方形にした」構成を有するが、引用意匠1は当該構成を有しない点において、差異が認められる（以下「本件第1差異点」という。）。

この点について、原告は、本願第1意匠と引用意匠1とは、少なくとも、注ぎ口部と容器胴体部とが、段差部及び直角肩部の存在によって明確な境界により区別されているか否かについても異なるなどと主張するが、本願第1意匠について、段差部が存在することをその構成として認定することができないことは、前記の通りであって、原告の主張はその前提自体が誤りである。

(ウ) 本件第1差異点について

a 引用例2（甲1-10）によると、引用意匠2は、容器本体の周面において、垂直に細長い観察窓を設けた構成を有するものと認められる。

b 周知例1ないし3（甲1-12～14）によると、周知意匠1ないし3-1は、容器本体の周面において、上下端に余地を残した長さの垂直に細長い観察窓を設けた構成を有するものであって、周知意匠3-2は、銚子状の容器の周面において、上下端に余地を残

さず、垂直に細長い観察窓を設けた構成を有するものと認められる。

そうすると、容器本体の周面において、内容物の観察のために、垂直に細長い観察窓を設けた構成は、本願優先日前から普通に見られる、ありふれた態様であるということができる。

c したがって、引用意匠 1 の容器本体の周面に、前記ありふれた態様である内容物観察のための垂直に細長い観察窓を設けることは、当業者が容易に創作することができるものというほかない。

そして、観察窓の上端及び下端を容器の上端及び下端と一致させるか否かは、容器の形状については異なるものの、引用意匠 2 及び周知意匠 3－2 においても見られるところであって、同一の分野において適宜普通に行われているものということができる。観察窓の端部を直角形状とすることについても、同様である。

以上からすると、本件第 1 差異点の構成は、当業者が、引用意匠 2 及び周知意匠 1 ないし 3 に基づいて、容易に創作し得るものというべきである。

【14-3】-1

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第2章第2節4.2.1
参考審判決例分類	14-3 ありふれた手法（構成比率の変更・連続する単位の数の増減）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成23年12月15日（平成23（行ケ）第10239号） 「印刷用はくり紙」
出典	裁判所ウェブサイト https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/868/081868_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「ア 帯状印刷部の段数及び構成について上記のとおり、引用意匠は、4段の帯状印刷部を設け、それぞれの帯状印刷部に5つの横長隅丸矩形状が配されているのに対し、本願意匠は、3段の帯状印刷部を設け、それぞれの帯状印刷部に3つの横長隅丸矩形状が配されている。」

本願意匠出願前に、さまざまな段数の帯状印刷部を設け、それぞれの帯状印刷部にさまざまな個数の横長矩形状が配されている印刷用台紙が存在し（乙1）、3段の帯状印刷部を設け、それぞれの帯状印刷部に3つの横長隅丸矩形状が配されているプリントシートの態様があったこと（甲2）に照らせば、公知の引用意匠の上記構成から、本願意匠の上記構成を創作することに、着想の新しさないし独創性を見出すことはできず、当業者が容易に創作することができたものといわざるを得ない。

イ 横長隅丸矩形状について

上記のとおり、引用意匠は、帯状印刷部の輪郭が実線で囲まれ、1段目と3段目の最右のものには中央に細帯状の表紙用の背当て部が設けられており、それ以外は、いずれも隣接する横長隅丸矩形状との間及び中央に縦方向にミシン目を設けたものであるのに対し、本願意匠の横長隅丸矩形状は、実線で囲まれ、いずれもその中央に縦方向にミシン目を設けたものである。

本願意匠の実線とミシン目は、いずれも蛇腹状に折り曲げるための線であるところ（別紙第1「意匠に係る物品の説明」）、実線とミシン目が折り方を区別する常套手段であることは、原告が自認するところである。そして、印刷用紙の分野においては、折り畳みのための山折りと谷折りを区別するために、その指示線を区別して表すことは、本願意匠の出願前から写真用アルバム作成用の印刷用紙として既に行われていることであって（乙5）、ミシン目を実線にすることは、当業者にとって、容易に創作することができる事項であり、また、背当て部を設けた引用意匠からそれをなくした本願意匠に想到し創作することにも、格別の困難は見当たらない。

ウ 小括

そうすると、横長長方形の台紙の表面に、4段の横長帯状の帯状印刷部を設け、それぞれの帯状印刷部に3つの横長隅丸矩形状が配され、帯状印刷部の輪郭が実線で囲まれ、1段目と3段目の最右の横長隅丸矩形状には中央に細帯状の表紙用の背当て部が設けられており、それ以外は、いずれも隣接する横長隅丸矩形状との間及び中央に縦方向にミシン目を設けた公知の意匠から、3段の帯状印刷部を設け、それぞれの帯状印刷部に3つの横長隅丸矩形状が配され、いずれもその中央に縦方向にミシン目を設けた本願意匠を創作することは、いわばその一部を切り取ってミシン目の一部を実線に変更する程度のものであり、その意匠の全体から見ても、本願意匠出願時の当業者の立場からみて意匠の着想の新しさないし独創性があるとはいえず、容易に創作することができたものというべきである。」

【14-4】-1

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第2章第2節4.2.1
参考審判決例分類	14-4 ありふれた手法（物品等の枠を超えた構成の利用・転用）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成26年3月27日（平成25年（行ケ）第10315号） 「シール」
出典	裁判所ウェブサイト https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/070/084070_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「本願意匠は、略横長長方形のシールの正面左側の略正方形の枠の中に、上下を反対にした数字の「7」を2つ、欧文字の「Z」と見えるように並べ、そのほぼ真ん中に「∞」の記号を配置した模様からなる部分意匠である。本願意匠の略正方形の枠の中の模様は、引用商標からなる模様と実質的に同一であり、当業者が引用商標からなる模様に基づいて本願意匠を創作することは容易であると認められる。」

【14-5】-1

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第2章第2節4.2.1
参考審判決例分類	14-5 ありふれた手法（その他）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成25年11月14日（平成25年(行ケ)第10160号） 「包装容器」
出典	裁判所ウェブサイト https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/734/083734_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「原告は、本願意匠及び引用意匠2は、枕状から形成する包装システムの容器に関する意匠であり、当該包装システムの容器では引用意匠1の「容器下側のパネルを底に折り曲げる態様」を採用することはできないのに対し、引用意匠1は、ブランクから形成する包装システムの容器に関する意匠であり、当該包装システムの容器では、生産技術の観点から「容器下側のパネルを底に折り曲げる態様」を採用せざるを得ないのみならず、上下対称にすることはできないから、本件審決は、物品の形状を創作する場合に考慮すべき当該物品の生産技術を無視したものであるなどと主張する。

しかしながら、本願意匠の創作非容易性の判断は、引用意匠1及び2に基づいて当業者が容易に創作することができたか否かの観点から決せられるべきであって、生産技術が異なることをもって、直ちに当該形態が容易に創作することができないと判断することは相当ではない。本願意匠及び引用意匠2において、容器下側のパネルを底に折り曲げる態様を採用することが技術的に不可能であるとしても、そのことをもって、引用意匠1において、引用意匠2のフィン及びフラップの上下対称の形態を採用することについて、格別の技術的な障害を認めることはできない。」

【14-5】-2

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第2章第2節4.2.1
参考審判決例分類	14-5 ありふれた手法（その他）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成28年11月10日（平成28年（行ケ）第10108号） 「包装用容器」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/258/086258_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「この種の物品の分野において、その容器に入れる洗剤等の使用の目的や用途、使用方法、包装用容器そのものの使用状態等様々な事情を考慮して、当該容器の形態を創作することは当然行われていることであると推察されるところ、その際、必要に応じて容器本体部やキャップ部、注出口部等につき公知の形態を組み合わせ、また、他の公知の形態に置き換え、あるいは、こうして組合せ、置換等をした結果に、通常思い付く程度の調整を加える等の変更が当業者にとってありふれた手法であることも、明らかといつてよい。

この手法によれば、引用意匠1の容器本体部に引用意匠2の注出口付きキャップ部を組み合わせるとともに、その注出口部を引用意匠3の注出口部に置き換え、かつ、ごく普通に知られている手法によって容器本体部の下端から肩部の少し入ったところまでをフィルムで密着するように覆った結果に、通常思い付く程度の調整を加えることにより、本願意匠を創作することができる。また、このような組合せや置換えの障害となるべき事情も格別うかがわれない。

本願意匠と各引用意匠を組み合わせる意匠（例えば仮想意匠）との間に原告主張のとおり全体的なデザインコンセプトや美感の相違があるとしても、本願意匠は、容器本体部、注出口付きキャップ部、注出口部の各形状等個別の構成要素として各引用意匠に係る形状を選択し、その結合に当たって通常思い付く程度の調整を加えることにより容易に創作し得るものというべきであって、意匠登録を認めるに足りる程度の創意工夫が施されているとはいえない。」

【15-1】-1

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第2章第2節4.2.2
参考審判決例分類	15-1 軽微な改変（角部及び縁部の単純な隅丸化又は面取り）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成30年5月30日（平成30年（行ケ）第10009号） 「中空鋼管材におけるボルト被覆具」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/786/087786_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「本願意匠は、意匠に係る物品を「中空鋼管材におけるボルト被覆具」とし、その形状は、正面視をハット状、平面視を縦長長方形の板状としたものである。

引用意匠1は、建築構成材や建築構造材に固定される横長長方形板状の支持具の表面に現れるボルトの頭部を、支持具全体を被覆して保護するボルトカバーに係る意匠であり、横長長方形板の左側端部を内側にコ字状に屈曲させ、右側端部をL字状に屈曲させた形状のものである（甲1）。

引用意匠2は、建築用の支持材に係る意匠であり、全体形状を、長手方向に垂直な断面をハット状に形成した板状の長尺材としたものである（甲2）。

引用例1によれば、引用意匠1のボルトカバー（7）は、固定板（1）の係止リブ（8 a）（8 b）に形合するように、その端部の形状が形成されているものであり、端部の形状は、ボルトカバーを取り付ける箇所等に応じて、当業者が任意に選択できるものと解される。また、ボルトカバーの幅や長さも、当業者が適宜選択できるものである。そうすると、建築部材の分野における当業者であれば、引用意匠1のボルトカバーに、引用意匠2の形状を適用して、ボルトカバーの端部の形状を変更するとともに、その幅及び長さを変更して、正面視をハット状、平面視を縦長長方形の板状とすることは、容易になし得ることであるから、本願意匠は、当業者が、引用意匠1に、引用意匠2を適用して、容易に創作することができたものと認められる。」

【15-1】-2

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第2章第2節4.2.2
参考審判決例分類	15-1 軽微な改変（角部及び縁部の単純な隅丸化又は面取り）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	大阪高判平成22年5月21日（平成21年（ネ）第2465号） 「鉄筋用スペーサー」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/308/080308_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋

「控訴人は、本件登録意匠1と引用意匠3とは、その角隅部の形状が、平坦面が形成されているか否かという点で異なっており、これは看者に与える全体的な印象が、丸味を帯びた滑らかなものか荒削りでいかついものかという相違となって表れ、コンクリート打ちっ放し工法を用いる場合にはコンクリート壁面に表れる形状が異なることから、角隅部の形状の意匠的意義は大きく、両意匠の美感は相違しており、容易創作性の判断に影響を及ぼすと主張する。

しかし、コンクリート打ちっ放し工法を用いる場合の、両意匠を用いたスペーサーのコンクリート壁面に表れる形状については、これを認めるに足りない。引用意匠3の角隅部に平坦な部分が存在するとはいっても、わずかにすぎず、これを理由に両意匠の美感が相違しているとはいえない。」

【15-2】-1

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第2章第2節4.2.2
参考審判決例分類	15-2 軽微な改変（模様等の単純な削除）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	東京高判平成14年11月27日（平成14年（行ケ）第307号） 「包装用容器」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/476/011476_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「原告は、本件意匠は、全体として見たときシンプルで清潔感を備えた意匠として感知することができるのに対し、公知意匠は、全体として複雑でずんぐりした重々しい感じを看者に与えるとして、両意匠の美感の違いを主張するところ、そのような違いは、蓋体及び容器体の四方の壁面に配された断面波状の斜めのリブ並びに蓋体上面四隅の浅い凹凸の有無という審決の認定する差異点に由来することは明らかである。しかし、当該差異点に係る構成態様に関しては、このようなリブや凹凸を消去して平坦面状、無模様状とすることが、本件出願前に本件意匠と同様の包装用容器においてごく普通に見られるものにすぎないことは審決の認定（審決謄本5頁第1段落）するとおりである。

そうすると、上記の差異点は、このような常とう的な形態処理の範囲内にとどまる違いでしかないというべきであるから、公知意匠の上記リブや凹凸を消去して平坦面状、無模様状とすることに格別の創作的な困難性を見いだすことはできず、これと同旨をいう審決の判断に誤りはない。」

【15-3】-1

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第2章第2節4.2.2
参考審判決例分類	15-3 軽微な改変（色彩の単純な変更、区画ごとの単純な彩色、要求機能に基づく標準的な彩色）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	大阪高判平成22年1月27日（平成21年(行ケ)第10209号） 「貼り薬」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/385/038385_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「(1) 本件登録意匠の背割線の形状が少なくとも本件登録意匠の出願前に見受けられるものであることは引用意匠及び甲2公報に係る意匠の示すとおりであるが、左右の剥離シートの中央分離帯部に接する上下全長に帯状部を設け、その帯状部を中央分離帯部よりも明色とした態様が本件登録意匠の出願前に公然知られていたことを認めるに足りる証拠はない。

そして、左右の剥離シートの中央分離帯部に接する上下全長に帯状部を設けることや、その配色をどのように施すかについては創意工夫を要するものというべきであるから、本件登録意匠は、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて容易に創作することができたものとは認められない。

(2) これに対し原告は、医療用の物品に係る意匠の創作をする当業者（その意匠の属する分野における通常の知識を有する者）にとっては、引用意匠に日本国内に公然知られた色彩を結合して、容易に本件登録意匠の創作をすることができたと主張するが、本件登録意匠は単に色彩の結合（配色）のみで構成されるものでないことは前記2に説示したとおりであるから、原告の上記主張は採用することができない。」

【15-4】-1

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第2章第2節4.2.2
参考審判決例分類	15-4 軽微な改変（素材の単純な変更によって生じる形状等の変更）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	大阪高判平成22年5月21日（平成21年(ネ)第2465号） 「鉄筋用スペーサー」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/308/080308_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「3 差異点①及び③と容易創作性について

控訴人は、鉄筋用スペーサーにおいて、材質をセラミックからコンクリートに置き換え、かつ、印字された数字を陥没数字に置き換えることは容易ではないから、本件登録意匠1の創作は容易ではないと主張する。

しかし、材質をセラミックからコンクリートに置き換えること、及び、印字された数字を陥没数字に置き換えることがそれぞれ容易であることは、原判決を引用して説示したとおりである。そして、コンクリート製で陥没数字を有するスペーサーを成形型によって成形することも知られていた（乙29）のであるから、結束用金属線受け入れ孔を形成することが成形型によっても可能である（弁論の全趣旨）以上、鉄筋用スペーサーの材質をセラミックからコンクリートに置き換え、かつ、印字された数字を陥没数字に置き換えることも容易であったと認められる。

よって、控訴人の主張は理由がない。

4 材質の相違と容易創作性について

控訴人は、セラミック製の鉄筋用スペーサーは、肌理が粗く、表面の多孔性が目に付くのに対し、コンクリート製の鉄筋用スペーサーは肌理が細かく、視覚的にもすべすべした印象であること、本件登録意匠1と引用意匠3の角隅部の形状によりかかる印象が強調されること、コンクリート打ちっ放し工法によってスペーサーの材質の相違もコンクリート壁面に表れることから、材質の相違が両意匠の美感に影響を与える、と主張する。

しかし、仮に材質がセラミックかコンクリートかによって本件登録意匠1と引用意匠3の美感に相違がでるとしても、原判決を引用して認定したとおり、鉄筋用スペーサーにおいて材質をセラミックからコンクリートに置き換えることは当業者にとってありふれた手法というべきであり、容易であったと認められる。

【15-5】-1

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第2章第2節4.2.2
参考審判決例分類	15-5 軽微な改変（その他）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成28年11月7日（平成28年（行ケ）第10054号） 「手摺」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/244/086244_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「着色された部分の色調や透明度をどの程度とするか、透明度がグラデーションにより変化している部分を水平方向においてどの位置にするか、透明度がグラデーションにより変化する幅をどの程度にするかについては、構成比率を変更するものにすぎず、これらの比率を、前記第2の2の甲1の透過率を説明する参考図や使用状態を示す参考図のようにすることは、当業者にとってありふれた設定である。」

【15-5】-2

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第2章第2節4.2.2
参考審判決例分類	15-5 軽微な改変（その他）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成28年11月22日（平成28（行ケ）10138号） 「ブラインド用スラット」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/280/086280_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

ブラインド用スラットのラダーコード等を収納する切欠きにおいて、ラダーコード等を中央の収納部に導くために設けられる左右から中央下方に向かう対称の傾斜部の傾斜角度を定める場合、傾斜部の傾斜角度が小さすぎると、ラダーコード等を中央の収納部に導く力が働きづらくなり、ガイド機能を果たすことが困難となる一方、傾斜部の傾斜角度が大きすぎて急角度となった場合にも、やはりガイドとしての機能が果たせなくなることは、容易に理解し得るところである。したがって、当業者が、このような傾斜部の傾斜角度を定めるに当たっては、ラダーコード等のガイド機能を適切に発揮し得るように、小さすぎも、大きすぎもしない、中間的な角度に調整することが当然に行われるべきことといえる。

しかるところ、このようなラダーコード等を中央の収納部に導くために設けられる左右から中央下方に向かう対称の傾斜部について、周辺意匠3の傾斜部の傾斜角度が約55度であること及び引用意匠1の傾斜部の傾斜角度が約30度であることが公知であったことからすれば、当業者としては、上記の観点から上記傾斜部の傾斜角度を定めるに当たって、約30度が小さすぎる傾斜角度ではないこと及び約55度が大きすぎる傾斜角度ではないことを認識し、少なくともこの間の傾斜角度であれば、ラダーコード等のガイド機能を適切に発揮するために、適宜調整され得る範囲の角度であると当然に認識するものというべきである。

してみると、本件審決が、引用意匠1及び周辺意匠3に基づいて、「ラダーコード等を導くためのこの手の傾斜面の角度を約30～55度とすることは、この種物品分野において公然知られた態様」であると認定したことが誤りであるということとはできない。

【15-5】-3

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第2章第2節4.2.2
参考審判決例分類	15-5 軽微な改変（その他）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成23年12月15日（平成23年(行ケ)第10239号） 「印刷用はくり紙」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/868/081868_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「ア 本願意匠の認定について

原告は、本願意匠について帯状印刷部を除く台紙の余白部の形状も含めて認定されるべきであると主張する。なるほど、本願意匠における帯状印刷部以外の部分、すなわち、帯状印刷部を除く台紙の余白部は、原告の主張にかんがみると、漢字の「目」の文字を横長にした形状を呈している見えなくもない。しかしながら、本願意匠は、冊子状にして使用可能な印刷用はくり紙に係るものであり、はくり紙の台紙は、通常、印刷部である帯状印刷部を取り去った後は不要となるものであるから、使用に供する帯状印刷部の態様こそが創作の中心になるものと解される。そのことからすると、本件審決が本願意匠の認定に際し余白部の構成を直接認定しなかったとしても、帯状印刷部の配置を認定しているのであって、余白部は台紙のうち帯状印刷部以外の部分を指すものであるから、それが直ちに結論に影響するとはいえない。

イ 帯状印刷部の配列及び余白部について

原告は、引用意匠は、本願意匠のように、台紙の余白部形状が「目」の文字形状を模した美感を起こさせる発想は存在しないと主張する。しかしながら、本願意匠は、引用意匠と同様に、帯状印刷部と帯状印刷部の間に細い余白部が生じるように配列し、それが3段であった結果、帯状印刷部以外の余白部が「目」の文字を横長にした形状に見えなくはない構成となったものである。このことは、本願意匠の要部である帯状印刷部の配列の結果にすぎないから、原告の上記主張を採用することはできない。」

【15-5】-4

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第2章第2節4.2.2
参考審判決例分類	15-5 軽微な改変（その他）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成26年3月27日（平成25年（行ケ）第10305号） 「使い捨てカイロ」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/080/084080_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋

「イ 原告は、甲24公報における部分剥離に関する記載は、剥離紙を分割する際に、平行直線によって剥離紙の面積が等しいものを多数形成するか、同心円により中心から外方に向かって半径が一定寸法ずつ大きくなる複数のドーナツ状の剥離紙を形成するといったことを意図したものと推察され、剥離紙の面積比が1：2：1となる形態にすることを示唆するものではないとして、甲24公報は、審決の容易創作性の判断の根拠とはなるものではないと主張する。

確かに、甲24公報は、剥離紙の面積比が1：2：1となる形態にすることを直ちに示唆するものではない。しかし、使い捨てカイロの分野における当業者が甲23公報に接すれば、形態3aを認識すると同時に、この形態3aと同種のものとして、その中央の切り込み線をなくし、剥離紙全体を約1：2：1の面積比に区画する位置に切り込み線を設けること（形態3）を、容易に創作することができたものであることは、前記(1)に説示したとおりであり、上記意味において、審決の容易創作性の判断に誤りはない。」

【15-5】-5

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第2章第2節4.2.2
参考審判決例分類	15-5 軽微な改変（その他）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成30年2月12日（平成29年（行ケ）第10188号） 「アクセサリケース型カメラ」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/564/087564_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「一つの要素をある箇所に設ける際に、その箇所の上下左右対称の中心部分に配置する造形処理は、工業デザイン一般において通常行われていることであるから、撮像部を収納部の中央部分に配置することは、特段困難なことではない。そして、カメラの撮像部の形態を円形とすることはごく普通にみられる広く知られた形状であり、撮像部の直径を13%から15%に大きくすることは、多少の改変にすぎない。

イ 相違点Bについて、引用意匠1の上蓋部の形態を、引用意匠2（甲3。別紙3）の上蓋部のように、上蓋上面が平坦な略直方体状とすることに、着想の新しさ・独創性があるとはいえず、当業者が、容易に創作することができたものである。

ウ そして、相違点Cについて、スイッチ等の操作部を大きくするような変更は、操作性の向上等のために行われる特段特徴のない変更である。そうすると、引用意匠1のスイッチの形態を、特段特徴のない変更をして広く知られた形態である略円柱状にすることに、着想の新しさ・独創性があるとはいえず、当業者が容易に創作することができたものである。」

【15-5】-6

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第2章第2節4.2.2
参考審判決例分類	15-5 軽微な改変（その他）について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成24年7月4日 (平成24年(行ケ)第10026号, 同第10027号, 同第10028号, 同第10029号, 同第10030号, 同第10031号, 同第10032号, 同第10033号) 「側部観察窓付き容器」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/431/082431_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「原告は、本願第1意匠の着想は、注ぎ口部と容器胴体部とに明確に区別される容器本体において、観察窓につき本件上部構成を採用した点にあり、当業者から見た新しさないし独創性を有することは明らかであると主張する。しかしながら、容器の周面に内容物確認のための観察窓を設けること自体は、前記のとおりありふれた態様であって、注ぎ口部と容器胴体部とに明確に区別される容器本体について当該構成を採用すること自体に独創性が認められるものではない。観察窓の上端及び下端を容器の上端及び下端と一致させるか否かについても同様である。

また、原告は、引用意匠1及び2並びに周知意匠1ないし3をそのまま組み合わせたとしても、それにより生じる意匠は注ぎ口部にまで観察窓が存在するなど、本願第1意匠とは大きく異なるものであるとも主張する。しかしながら、注ぎ口部については、本願第1意匠の対象とはされていないのみならず、観察窓は内容物の確認のために容器本体の周面に設けられることが通常であるから、意匠に係る物品の機能上の観点からも、美観上の観点からも、当業者は注ぎ口部にまで観察窓を設けるものではないことは明らかであって、原告の主張は失当である。

さらに、原告は、本願第1意匠は、外観上最も目立つ部分であり、需要者が最も注目する観察窓において本件上部構成を採用し、楕円柱状容器の正面中央に配するなど、構成各部の具体的な組合せについて創意工夫したことにより、全体としてのまとまりを形成し、楕円柱の下方から上方に向かって真っ直ぐに涼しげに凛と延びるストライプ状の観察窓のシャープさを表現し、直角肩部から上に向かって開放的な印象を与えるとともに、注ぎ口部と容器胴体部とのコントラストを強調することにより、規則的で繊細、洗練され、モダンかつシャープで斬新な美感ないし意匠的效果を生じさせたものであるとも主張する。しかしながら、本件第1差異点は、原告が主張する本件上部構成を含めて、ありふれた態様であり、当業者によって同一の分野において適宜普通に行われているものといえることは前記のとおりであって、需要者の美感に強い影響を生じさせる意匠的效果を有

するものということとはできない。また、注ぎ口部は本願第1意匠の対象とはされていないのであるから、注ぎ口部と容器本体とのコントラストの有無について強調することも相当ではない。さらに、観察窓を「正面中央」に配置したことも、楕円柱状容器の周面に内容物の確認のための観察を設ける場合、美観上又は機能上、「正面中央」「左側面中央」「右側面中央」のいずれかに配置することがむしろ通常であるというべきであるから、当業者が適宜選択し得る程度のものにすぎない。原告の主張はいずれも採用できない。」

【16】 -1

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第2章第2節4.3
参考審判決例分類	16 当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	最三判昭和49年3月19日（昭和45年(行ツ)45号） 「可撓性伸縮ホース」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/026/052026_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「原審の確定するところによれば、本件登録意匠は、隆起した螺旋状筋条が高く浮き出した無地の斜縞をなし、筋条と筋条との間が低く沈んだ網目模様からなる斜縞をなし、両者が長手方向に沿って交互に現出し、その対比と繰返しにより看者の視覚を通じて美感を与えるもので、引用意匠及び原判示の可撓性伸縮ホースとは全く異なつた意匠的效果を有するものであるから、本件登録意匠は、その着想の点においても、独創性が認められないものではなく、これを右引用意匠等の形状、模様、色彩又はこれらの結合に基づいて当業者が容易に創作することができた意匠であるということとはできない。」

【16】 -2

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第2章第2節4.3
参考審判決例分類	16 当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成19年12月26日（平成19年(行ケ)第10209号、同第10210号） 「包装用容器」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail7?id=35534

2. 審判決一部抜粋

「ア 本願全体意匠は、「キャップ」の径を口部（正確には、容器本体の口部に連続する部分）の径に対して1.7倍として、径方向に大きく拡大させ、また、「キャップ」の縦と横の直径の比率を約1対2として、径方向に大きく拡げて、塗布具部表面の面積を広く確保している点で特徴があるが、そのような特徴があるとともに、「キャップ」の縦の長さを極力短く抑えていること、滑り止め用縦ギザを「キャップ」の周側面の底部方向から2分の1部分のみに施していること、「キャップ」上面は緩やかな丸みを帯びた形状としていること、「キャップ」の径を容器本体の前後幅とほぼ同じ長さとしていることなどの点において、「キャップ」を径方向に大きく拡大させたことに由来する欠点、すなわち、頭部が目立ちすぎて、威圧感を与えたり、容器形状として異様な印象を与えたり、容器との調和を乱したりするなどの欠点を解消させ、均衡を保つための美観上の工夫が様々施されており、そのような点でも特徴があるといえる。

イ 意匠1及び意匠2によれば、包装用容器の分野において、容器本体口部よりも塗布具部の径が大きな包装用容器が、本願(2)の出願前より公然知られていたことが認められる。

しかし、本願全体意匠と意匠3を対比すると、前記(1)ウのと通りの美観上の相違があり、また、本願全体意匠は上記アのと通りの各特徴を備えている点に照らすならば、本願全体意匠は、多様なデザイン面での選択肢から、創意工夫を施して創作したものであるから、意匠3を基礎として、意匠1及び意匠2（容器本体口部よりも塗布具部の径が大きな公知の包装用容器に係る意匠）を適用することによって、本願全体意匠を容易に創作することができたはいえない。」

【16】-3

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第2章第2節4.3
参考審判決例分類	16 当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成20年8月28日（平成20年（行ケ）第10069号） 「研磨パッド」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/744/036744_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋

「溝間隔の幅の選択の結果、特有の形状を呈しており創作性を認める」（p. 17-）

従前存在した意匠の状況、同様の意匠が存在する分野と本願意匠の属する分野との関係などをも参酌し、本願意匠について、溝の構成、配列、態様、各研磨面の形状など個別の構成要素及びそれらの結合としての意匠全体の呈する美感を考慮すると、本願意匠には、意匠登録を認めるに足りる程度の創作性を肯定することができる。

どのような溝間隔の幅を選択するかということは、当該意匠から受ける印象などをも考慮して決定されるものであり、その決定の過程においても相当程度の創作性を要するものと認められ、配列が縦横同じ構成となるように配列したことから直ちに、意匠の創作について当業者であれば格別の創意・工夫を要しないものと断定することはできない。本願意匠は全体として、溝によって区切られる各研磨面が、前記1(2)④のとおりの特有の形状を呈していることから、見る者に対して、繊細さ、鋭さ、不安定さなどを印象づけるものであるといえる。」

【16】-4

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第2章第2節4.3
参考審判決例分類	16 当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成27年7月9日（平成27年(行ケ)第10004号） 「遊戯用器具の表示器」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/207/085207_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋（下線は本付属書の作成にあたり付加したもの）

「本件部分意匠の大型数字表示部は、表示画面の最上段に配置されているところ、引用部分意匠の3桁の大型数字表示部は、表示画面上方寄りには配置されているものの、最上段のドット表示部よりは下に配置されているのであり、大型数字表示部の配置された位置は、両者で異なるものである（このような数字表示部の配置の入替え〔左右上下前後反転のようなものは含まない。〕と、上記(1)に説示した数字表示部の単なる配置の変更とは区別されなければならない。）。しかも、本件部分意匠では、小型数字表示部及び中型数字表示部という二段階の対象数字表示部との比較において、大型数字表示部の大きさがより強調されているものである。

数字を大きくすること自体がありふれた手法であるとしても、ありふれた手法に基づく複数の構成要素を組み合わせることによっても新たな美感は生じ得るのであり、そして、その組合せにこそ創意が発揮されるのである。したがって、意匠の構成要素の位置を異にする意匠から、その位置を捨象した構成要素のみを取り出してその創意を論じることは、相当ではない。」

【16】-5

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第2章第2節4.3
参考審判決例分類	16 当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成30年2月26日（平成29年(行ケ)第10181号） 「箸の持ち方矯正具」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/496/087496_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋

「本件意匠は、箸の持ち方を矯正する目的で箸に適宜着脱して使用される、略正四角筒状体の取付部とこれにめり込んで一体化したリング部からなる構成部品Aと構成部品Bの2つの部品を一对として構成され、構成部品Aは、リング部の孔の中心線の方が、取付部の孔の中心線の方と直交する向きであって、傾きがないものであるのに対し、構成部品Bは、リング部の孔の中心線の方が、取付部の孔の中心線と概略同方向で、左右方向に少し、上下方向にも少し、傾けたものであり、全体としてまとまり感のある一体の美感を形成しているものと認められる。かかるまとまり感のある一体の美感を形成する意匠の構成には、着想の新しさや独創性があるというべきであるから、当業者がかかる意匠を創作することが容易であったとはいえない。このように、本件意匠は、箸の持ち方を矯正する目的で箸に適宜着脱して使用される、一对の構成部品Aと構成部品Bという2つの部品から構成された点及び直線的な印象を与える構成部品Aと角度が異なり傾いた印象を与える構成部品Bが対になったまとまり感のある一体の美感を形成している点に、意匠としての着想の新しさや独創性が認められるものである。」

【16】-6

意匠審査基準の該当箇所	第Ⅲ部第2章第2節4.3
参考審判決例分類	16 当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性について
キーワード	

1. 書誌的事項

事件	知財高判平成30年2月12日（平成29年(行ケ)第10188号） 「アクセサリケース型カメラ」
出典	裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/564/087564_hanrei.pdf

2. 審判決一部抜粋

「一つの要素をある箇所に設ける際に、その箇所の上下左右対称の中心部分に配置する造形処理は、工業デザイン一般において通常行われていることであるから、撮像部を収納部の中央部分に配置することは、特段困難なことではない。そして、カメラの撮像部の形態を円形とすることはごく普通にみられる広く知られた形状であり、撮像部の直径を13%から15%に大きくすることは、多少の改変にすぎない。

イ 相違点Bについて、引用意匠1の上蓋部の形態を、引用意匠2（甲3。別紙3）の上蓋部のように、上蓋上面が平坦な略直方体状とすることに、着想の新しさ・独創性があるとはいえず、当業者が、容易に創作することができたものである。

ウ そして、相違点Cについて、スイッチ等の操作部を大きくするような変更は、操作性の向上等のために行われる特段特徴のない変更である。そうすると、引用意匠1のスイッチの形態を、特段特徴のない変更をして広く知られた形態である略円柱状にすることに、着想の新しさ・独創性があるとはいえず、当業者が容易に創作することができたものである。」